平成３０年（フ）第４５４号
神奈川県大和市南林間７－11－４　コンフォート南林間301号、住民票上の住所神奈川県大和市林間２丁目20番26号　サンビレッジ南林間508号
債務者　佐藤　啓介
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５１号
東京都府中市片町３丁目１番地の７ヒヨリ片町102
債務者　木下　邦子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３０３号
神奈川県大和市上草柳113番地６　メゾン桜森Ｂ101号
債務者　仲戸川安希子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４４３号
神奈川県大和市福田２丁目33番地12　グランデュール桜ケ丘Ｂ202
債務者　土澤　亮裕
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第９３号
長崎県佐世保市野中町525番地３、前住所長崎県佐世保市瀬戸越町1308番地
破産者　川内スミ子
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
茨城県かすみがうら市宍倉6148番地328
破産者　河本久美子
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３４８号
埼玉県蕨市塚越２丁目８番10号　ゼルコーバ１－505号
破産者　櫛田　法雄
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５７号
さいたま市見沼区大字小深作565番地70　翠ハイツ103、旧住所さいたま市見沼区大和田町２丁目1245番地１
破産者　諏訪邉三男
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０８号
埼玉県上尾市小敷谷845－１西上尾第一団地１－14－106、破産手続開始時の住所埼玉県上尾市二ッ宮1010番地２　グランコート上尾103
破産者　野村　悦子
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５１２号
埼玉県川口市芝１丁目23番５－315号　ルミエール３番館
破産者　長谷部敬宇
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１２号
さいたま市北区宮原町１丁目27番地
破産者　倉又　範和
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４８８号
静岡県熱海市伊豆山1173－528、住民票上の住所神奈川県平塚市見附町２番20－801号　ＮＩＣＥ　ＵＲＢＡＮ湘南平塚見附台
破産者　野中　義弘
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１１２３号
札幌市北区北33条西７丁目２番１－621号
破産者　髙野　　香
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１６７号
札幌市東区北51条東15丁目１番５号
破産者　目黒　友則
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１７６号
札幌市東区本町２条２丁目４番17号　ポールスター本町203号、申立時の住所札幌市東区北15条東４丁目２番37号　ドリームパレス13号
破産者　佐藤　千秋
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２１６号
札幌市東区東雁来８条１丁目８番18号　Ａ＆ＡマンションＡ棟102号
破産者　佐藤　芳信
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部